

## 社会福祉法人こじか福社会評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規定は社会福祉法人こじか福社会評議員等に対する報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 役員が理事長の招集に応じ理事会及び評議委員会に出席したときは、その出席日数1日につき5,000円を支給する。

2. 監事が会計監査の為に出席したときは、その出席日数1日につき5,000円を支給する。
3. 評議員が理事長の招集に応じ評議委員会に出席したときは、その出席日数1日につき5,000円を支給する。
4. 評議員選任・解任委員が理事長の招集に応じ評議員選任・解任委員会に出席したときは、その出席日数1日につき5,000円を支給する。

### (費用弁償)

第3条 1条に定める者が、その職場のため出張する場合は費用弁償として旅費を支給する。

2. 前項の旅費の支給方法は、こじか保育園職員旅費規程に準じ園長級相当とする。
3. 役員等が理事会及び評議委員会に出席する場合は旅費は支給しない。

### (規程の変更)

第4条 この規程の改廃は評議委員会の議決により変更することができる。

### 付則

この規程は平成5年4月1日から施行する。

平成13年4月1日 改定

平成18年4月1日 改定

平成29年4月1日 改定